

第13回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年6月30日（月）
午前9時22分から午前10時50分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・金丸委員・平部委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:22	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第13回日南市農業委員会総会を開会いたします。 4番、金丸委員、14番、平部委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に7番の山口光彦委員、8番の作本眞悟委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました3件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が3件で、受付番号1番は、経営規模拡大のため、受付番号2番は、新規農業経営のため、受付番号3番は、耕作に便利なためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました3件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は植林のため、受付番号3番は、農家住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました9件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が8件で、受付番号1番、2番、6番から9番は、植林のため、受付番号3番は、一般個人住宅用地のため、受付番号4番は、建売住宅用地のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号5番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により農業委員会の意見を聴く必要がありますので、3件について、ご審議いただきますよう提案いたします。申請内容についてですが、中間管理権設定が3件となっております。 次に、総会資料6ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました4件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいかご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番、3番、4番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地と

9:30	事務局	して、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。受付番号 2 番は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室 5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室 6 になります。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、別館 1 階会議室 3 になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	10:10	
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告をお願いします。
	稲 山	17 番、稲山です。受付番号 1 番について説明します。6 月 24 日、譲渡人の母の立合いのもと現地調査を行いました。申請地は、日南振徳高校より東へ 300m くらい入った田園の中にある水田の 2 筆です。以前は水稻を栽培されていましたが、最近 5 年くらい栽培されていませんが、草刈り等はされており、荒れてはいませんでした。譲渡人は県外に住んでおり管理ができないため譲受人に所有権移転をすることでした。譲受人は、稲を栽培することによって各種農機具も揃っており問題ないと判断しました。以上です。よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告をお願いします。

10:14	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号2番について説明します。調査を6月25日、譲受人立合いのもと行いました。申請地は国道222号線を油津から飢肥に向かい、ミシン販売店を右に曲がり約50mの住宅地に位置します。申請地は、市道に面しており奥は住宅、左側は引込み道路、右側は住宅です。四方をブロックで囲われており土砂の流出の心配はありません。祖母からの遺贈を受けたため、自家消費用の野菜を栽培する予定です。きれいに管理されており、果樹4種類、簡易ビニールハウスで野菜5種類が栽培されていました。特段、問題はないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告をお願いします。
	谷 口	15番、谷口です。受付番号3番について説明します。6月28日に譲受人には直接確認し、譲渡人立合いのもと、調査いたしました。申請地は細田地区内の下方で石材店の西側、20mに位置する農地です。譲受人は育成牛、水稻、露地野菜をされている方で、申請地は譲受人所有の農地の隣で、取得後、露地野菜を作付けし管理していくということでした。譲渡人は数年前に離農されています。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。 次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について担当委員より報告をお願いします。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。6月23日に代理人の知り合いの方をお願いして、現地調査を行いました。申請地は、吉野方の永吉公民館から広域農道を北へ約2km進み、山道を東へ約500m入った山の中にあります。

稲 山	10筆ほどあり、地目は畑です。以前は申請者の両親が露地野菜等を作付けされていましたが、鳥獣の被害に遭い、周りが山林化したため栽培ができなくなり、昭和49年頃、杉を植えられたとのことでした。今後は山林として管理していくとのこと。始末書も添付されています。よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員より報告をお願いします。
三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。6月24日に現地を確認しております。申請地は、県道を飢肥より吉野方の方に1kmくらい行った広域農道の交差点を北郷の方に約2.5km上って行くと、尾根伝いに市道が吉野方の永吉地区に抜けております。その道を500mくらい行った所の右側になり、右側が吉野方地区、左側が板敷地区になるところです。両方とも急峻な傾斜の段々畑の土地でトラクターを入れたら回転できないような所で、周辺一帯は山林化、荒廃化しており許可は妥当と思います。昭和60年頃までは野菜等を作付けしておりましたが、周囲も山林化が進み鳥獣害被害が多くなり、やむなく杉を植林したということで、相続により無断転用が発覚し、事後申請ではありますが始末書が添付されておりますので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告をお願いします。
杉 本	10番、杉本です。受付番号3番について説明します。6月26日に調査いたしました。申請者は、県外在住なので電話を5回しましたが繋がらなかったのもので、申請代理人に電話をし、間違いのないとの確認をしました。申請地は、細田西寺地区で西寺研修センターから酒谷の方面へ約400m行った左側になります。今年の2月の総会で農振農用地除外の申請があった案件です。宅地内に登記簿上で農地があると家屋調査士から指摘があり、今回の申請となりました。申請書には大雨の時など隣の畑から雨水が多量に流れ込んだため、農地転用許可が必要な事を知らずにコンクリートで塗りましたとの事です。現在、空き家になっておりますが、時々帰省され、今後、適正に管理しますとのこと。始末書も添付されており、許可は妥当と判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10:19	議 長	議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全委員賛成ですので、議案第2号は、許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、9件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。申請地は、飢肥地区の国道222号線と広域農道が交差する山ノ口橋交差点から上隈谷に抜けるふるさと農道を2.5kmくらい行くとふるさと農道の頂上があり、三差路を右折して500mくらい直線で走った左側の小屋から林道を100m行った所にある耕作放棄地の畑に面した山林の一角になります。譲渡人、譲受人には6月25日に確認して、6月26日に譲受人と現地調査しました。譲渡人は、平成10年に相続により取得しましたが、その時はすでに植林がされていたとの事です。令和4年5月に山林の売却の話があり、手続きをしたところ農振農用地のため転用ができず、売却ができないことが判明し、今回、令和7年に農振農用地から除外されたために今回の申請に至ったとの事です。譲受人は伐採後、造林計画書にそって管理していくとの事、また雨水は自然浸透処理するとのことです。周辺は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付しており、特に問題はないと判断しました。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告をお願いします。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番について説明します。6月25日に申請地を確認しております。申請地は、県道を飢肥の方へ行った広域農道との永吉交差点から北郷に向けて1kmくらい行った右の窪地が伐採されている所の上段になります。周りは山林化しており、急傾斜地で農地法第4条の受付番号2番の申請地と隣接はしていませんが、その下の方になります。所有権移転の申請する際に無断転用が発覚したということです。昭和42年から43年頃に祖父が、周囲が山林化し、鳥獣害が多くなり仕方なく杉を植林しましたということで、事後承認ではありますが、始末書が添付されておりますので問題ないと思います。譲受人は、造林会社

三 賢	で伐採後は再造林して育成しますとのことです。譲受人と現地立合いをして確認をしております。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告をお願いします。
山 本	12番、山本です。受付番号3番について説明します。6月24日、現地調査しました。譲受人、譲渡人には電話にて確認しました。申請地は、戸高三丁目で、西弁分の日後谷地区に生コンクリート会社が2社ありますが、妻手側支流を北側へ100mくらいのところ です。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は現在、夫婦と子供2人の4人暮らしで、手狭になり本申請地に住宅を新築する計画です。なお建築にあたっては、土地を整地し、隣接農地には土砂や雨水等が流出しないよう措置を講じて、汚水・生活排水は合併浄化槽で処理して市道側溝へ排出する計画となっております。許可妥当と判断しました。 続きまして、受付番号4番を説明します。6月23日、現地調査をして、譲受人、譲渡人に電話にて確認しました。譲渡人は市外在住で手放すとのことです。申請地は、戸高二丁目で、重機レンタル会社の南側にあたります。譲受人は不動産会社で本申請地に住宅を建築して販売する計画です。本申請地一帯は、土地区画整備事業により、道路等が新設された土地となっております。付近一帯は住宅用地になっており、境界線はブロック等で土砂の流出を防ぎ、雨水は市道側溝に流して、生活汚水は合併浄化槽を設置して浄化後、市道側溝に流す計画となっております。許可妥当と判断しました。以上ご審議方よろしくをお願いします。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告をお願いします。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号5番について説明します。申請地は、大字殿所、宮之前という所で、星倉隧道を通り市道を1kmくらい行った道路に沿った所です。反対側は旧道でパン屋がある所で、貸人の自宅前です。6月24日、貸人立合いのもと現地確認調査を行いました。貸人と借人は兄弟関係であります。借人は現在、愛知県に在住していますが、現在の勤務先を退職することを機に母親のふるさとで親族が暮らしている日南市に母親とともに移住する事にしました。そこで住宅を新築することを計画した所、耕作されずに空き地になっている申請地を所有者である貸人から借りることで合意しました。建築にあたっては、敷地面積を碎石敷きにして転圧により地盤を固め、隣接地との境界はブロック塀を設置いたします。雨水は自然浸透のほか、溜枡を設置して隣接する水路に排出します。土砂等の被害防止には万全を付す

平 方	そうです。土地改良区内でありますので、土地改良区の農地転用の手続きに必要な意見書も添付されています。何も問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告をお願いします。
作 本	8 番、作本です。受付番号 6 番について説明します。6 月 25 日、申請人に連絡し譲受人と現地立合いを行いました。申請地は、細田の上塚田で上塚田公民館から北側の急傾斜地の 100m くらい上の方にある平坦な土地です。譲渡人は土地を処分したく、隣接する林業を営む譲受人に売買をお願いされたそうです。現況は山林となっており、地目は畑となっていますが、譲渡人が相続を受けた時にはもうすでに山林化していたそうです。鳥獣被害等で先代が植林されたのではないかとということで、譲渡人の始末書も提出されています。周囲は譲受人の山林と、譲受人が管理されている土地に杉が植林されているという所で今後は、一緒に管理されていくそうです。譲受人からは造林計画書も提出されております。周囲も山林で、他の農地に影響をする土地ではありませんので、申請は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告をお願いします。
井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号 7 番について説明します。6 月 23 日に代理人である行政書士とともに現地にて確認を行いました。申請地は南平公民館から宿之河内方面へ約 1 km 行った山岳部にあります。譲渡人は平成 30 年までは農地として利用しておりましたが、高齢になり令和 3 年に杉を植林されたそうです。今回、譲受人に相談され、譲受人は周辺に山林を多く所有されております。今後、山林として利用し適切に管理を行うとのことでした。始末書の提出もあり問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号 8 番、9 番について、担当委員より報告をお願いします。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 8 番について説明します。申請地は北郷地区の坂元集落内にある三島神社から西方向に坂元外山線を約 1 km 走った市道の沿線の両サイドに今回の申請地があります。6 月 28 日に譲受人立合いのもと、現地確認をした所ありますが、当該申請地は譲渡人が県外に居住しており、昭和 37 年に相続した物件であり、以来、現在まで耕作放棄地状態となっております。四方が山林と

10:34	高 崎	なっており、農地としての管理はもちろん、農地の利用も困難と判断いたしました。今回、周辺すべて林業を営んでいる譲受人が所有しており、売買するために今回の申請に至ったということです。なお、譲受人は造林計画、資金についても問題はなく、当該周辺はすべて山林で影響を与える農地也没有ので、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。 次に受付番号9番について説明します。申請地は、北郷地区の河原谷で、県道日南高岡線沿いの谷合公民館の手前の市道から約3km行った養豚場と市道との間に挟まれた所です。6月28日に両者に電話しましたが、日程調整がうまくつかなかったので、私一人で現地を確認しました。当該申請地はすべて周辺が山林になっており、日当たりが悪く鳥獣被害が多かったために植林したということです。樹齢は大体40年前後かなと思われます。平成3年に相続し、管理が困難ということもあり、今回の売買にあたり、転用許可を得ずに植林したことが判明し、今回の申請に至りました。なお、譲受人の造林計画、資金についても問題はなく、当該農地周辺は全て山林で影響を与えるということ也没有。始末書も提出されており、やむを得ないと判断したところです。ご審議のほどよろしくお願い致します。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は、許可相当とすることに決定しました。 次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	井上(英)	細田・大窪地区農地利利用最適化推進委員の井上です。受付番号1番について説明します。6月23日に譲受人とともに現地で確認を行いました。申請地は南平公民館から北に約400m行った柑橘園地帯にある畑であります。譲受人は近隣で柑橘生産を行っております。何も問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告をお願いします。

10:36	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番、3番について説明します。6月24日、連絡して調査いたしました。受付番号2番の申請地は、黒潮環境センターの近くになり、入口の右側の所になります。 受付番号3番の申請地は、国道220号線の沿いにある飲食店から南に200m行ったところから北に200m行った所です。中間管理権設定でありますので問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は、同意することに決定しました。 次に議案第5号、非農地証明願について、4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。6月24日、現地調査を行いました。申請地は、飢肥駅より北へ700m行き、東へ約200m行った下飛ヶ峯公民館から約150m入った所です。住宅は空き家になっていて、その裏にある畑です。10年以上耕作されていないとのことで、孟宗竹が生い茂り、農地としての利用は困難であると判断いたしました。以上です。よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号2番について説明します。申請地は、先ほど説明しました国道222号線の山ノ口交差点橋から串間方面に約4.2km行った左側にある土木会社の残土処理兼資材置場の表示板から100m進むと入口が設置されており、このゲートの位置から北側方向に見えるみかん畑の隣の雑木が茂った山林部分が今回の申請地になっております。6月25日に申請者に電話して、6月26日に現地調査しました。申請者は、15年前に兄から相続をしたということで、すでにその時には山林化しており、断崖絶壁に近いので、耕作する意思はないとのことです。これがなぜ地目が畑であったかは不明とのことです。耕作しないとのことで該当事項の5に当たると

10:41	山口（光）	め、特に問題はないと判断しました。ご審議をお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号３番について、担当委員より報告をお願いします。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号３番について説明します。申請者は、市外在住で遠方なので、６月２５日、電話にて確認し、現地を調査しました。地元で５０年以上、農業に従事している方の状況等を聞き取りいたしました。申請地は、益安越ノ坂で県道２８号線沿いの建設会社前の市道を山間部の方向へ２kmくらい走ると、建設会社の土場があり、その横の土地改良の水路に沿った横の斜面であります。地目は畑ですが現況は萱やかなり年数の経った雑木であります。非農地証明願も第４項に該当いたします。本申請地にて妥当と判断いたしました。何も問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号４番について、担当委員より報告をお願いします。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号４番について説明します。申請地は榎原神社から南に１００m行って、その線から北の方に１００m行った所です。１０年以上耕作放棄されて、かつ将来的にも農地としての使用が困難な状態でありました。この申請者の方に６月２４日から何回も連絡をしても、連絡が取れませんでした。大阪出身のようであり、後日、連絡を取ってみたいと思っています。以上のような状況であります。ご審議方よろしくをお願いします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第５号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第５号は、承認することに決定しました。 議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。

10:50		以上で総会の全てを終了します。
-------	--	-----------------

第13回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

第13回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

平賀祐史 

署名委員

山口光彦 

作本直悟 